

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、VATの ゼロ税率に適格な輸出 サービスのリストを拡大

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

インドネシア財務省は、付加価値税(以下、「VAT」)のゼロ税率に適格となる輸出されるサービス(以下、「輸出サービス」)に関する規則を改正する財務省規則32/PMK.010/2019(以下、「PMK-32」)を公表しました。VATのゼロ税率の対象となる輸出サービスは、改正前においては3種類に限られていました。PMK-32は、輸出サービス取引の促進および国内サービスプロバイダーの競争力の向上により経済を刺激することを目的としています。PMK-32は、2019年3月29日以降に行われたサービス取引を対象として発効しています。

本アラートは、PMK-32の主要な点を要約しています。この規則は極めて幅広い影響を及ぼすと思われるため、インドネシア国外の相手方へのサービスを提供するあらゆるインドネシアの当事者、および係るサービスを受領しその対価を支払うあらゆる当事者が、この規則について検討すべきです。今回の改正は多くの企業グループにとって歓迎すべきニュースであり、インドネシアの当事者をサービスプロバイダーとして活用することを税務の視点から見てより実行可能性の高い選択肢にするものです。ただし、すべての種類のサービスが対象となるわけではなく、またインドネシア国外の当事者は依然としてVATの登録およびVATの還付申請ができないため、実務上引き続きVATの漏出が起こる場合があります。

PMK-32におけるサービスの種類

PMK-32においてVATのゼロ税率に適格となるのは、サービス活動がインドネシア国内で実施されるが、当該サービスがインドネシア国内に恒久的施設を有しない外国納税者によってインドネシア国外で使用される物品、ファシリティまたは権利の生産・創出に関連する場合です。以下の種類の活動がVATのゼロ税率に適格となります。

- a. 受託製造
- b. 修理および保守
- c. 輸出取引における貨物輸送
- d. 建設コンサルティング(インドネシア国外に立地する建物または建物マスター・プランのフィージビリティ・スタディ、計画および設計に関する活動を含む)
- e. 情報技術(IT)
- f. 研究開発
- g. 国際輸送用の航空機および船舶のリース
- h. 経営相談および管理、法律相談、建築および室内設計コンサルティング、人事コンサルティング、エンジニアリング、マーケティング、会計および記帳、会計監査、ならびに税務サービス
- i. 輸出取引におけるインドネシアのサプライヤーの周旋
- j. 相互接続、衛星事業者、および(または)通信/データ接続

PMK-32はこれらのカテゴリーの一部に関してさらに詳細な情報を提示しており、特に項目(e)についてはさまざまなITサービスを明記しています。

管理上の要件

輸出サービスがVATのゼロ税率に適格となるのは、以下の両要件を満たす場合です。

- a. インドネシアのサービスプロバイダーと輸出サービスの受領者との間に書面/正式合意があり、当該合意に少なくとも、(i)サービスの種類、(ii)インドネシア国内で実施されインドネシア国外で利用されるサービスの記述、および(iii)当該輸出サービスの価額が含まれていること
- b. 輸出サービスの受領者からインドネシアのサービスプロバイダーに対する支払いの裏付文書があること

上記の要件を満たさない場合、10%のVATを適用する必要があります。

輸出サービス活動の実施に直接関連する仕入VATは、控除可能な仕入VATとして取り扱うことができます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

斎藤 隆一

シニアマネージャー

ryuichi.saito@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190620

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp